（施行日の前日までの間の読替え等）

第十二条　附則第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）から施行日の前日までの間における次の表の上欄に掲げる改正後民事執行法の規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条	書面又は同項第三号の電磁的記録	書面
第二十六条第二項第二号	付記し、又はその旨を当該債務名義に係る同項第三号の電磁的記録に併せて記録する	付記する
第百八十一条第一項	第一号の申立て又は第二号の文書若しくは電磁的記録の提出があつたとき	次に掲げる場合
第百八十一条第一項第一号	がされた不動産についての不動産担保権の実行の申立て	に関する登記事項証明書が提出されたとき。
第百八十一条第一項第二号	いずれかの文書又は電磁的記録	いずれかの文書が提出されたとき。
第百八十一条第一項第二号ロ	謄本、	謄本又は
	限る。）又は同項第三号の電磁的記録（公正証書に記録されている事項の全部を記録したものに限る。）	限る。）
第百八十一条第一項第二号ハ	文書又は電磁的記録	文書
第百八十一条第四項	事項を記録した電磁的記録	文書の目録
	文書又は電磁的記録が	文書が
	又は当該電磁的記録に記載され、又は記録されている事項であつてファイルに記録されているものに係る電磁的記録	の写し
第百八十一条第四項第一号	第一項第一号の申立てがあつた旨の表示又は不動産担保権	不動産担保権
	同項第二号に掲げる文書若しくは電磁的記録の標目	第一項各号に規定する文書
第百八十一条第四項第二号	文書又は電磁的記録の標目	文書
第百八十三条第一項	第一号の申立て又は第二号の文書（同号ハにあつては、文書又は電磁的記録）の提出があつたとき	次に掲げる場合
第百八十三条第一項第一号	がされた不動産についての不動産担保権の実行の手続の停止の申立て	に関する登記事項証明書が提出されたとき。
第百八十三条第一項第二号	（ハにあつては、文書又は電磁的記録）	が提出されたとき。
第百八十三条第一項第二号ハ	謄本（公文書が電磁的記録をもつて作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録）	謄本
第百八十三条第二項	の申立て又は	又は
	掲げる文書若しくは電磁的記録	規定する文書
第百八十九条	正本を提示し、かつ、同項に規定する事由を疎明しなければ	正本
	同項に規定する事由を疎明し、かつ、担保権の登記（仮登記を除く。）がされている場合を除き、第百八十九条	第百八十九条
	第百八十一条第一項（第一号を除く。）、第二項若しくは第三項	第百八十一条第一項から第三項まで
	文書を提示し、又はこれらの規定により提出すべき電磁的記録を提出しなければ	文書
第百九十三条第一項	文書又は電磁的記録が提出されたとき	文書
	担保権の登記等（仮登記又は仮登録を除く。）がされている場合においてその担保権の実行の申立てがあつたとき又は第百八十一条第一項第二号イ若しくはロ、第二項若しくは第三項に規定する文書若しくは電磁的記録が提出されたとき）	第百八十一条第一項第一号、第二号イ若しくはロ、第二項又は第三項に規定する文書）が提出されたとき

2　第二号施行日から附則第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）の前日までの間は、改正後民事執行法第二十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は適用せず、改正後民事執行法第二十五条、第百八十一条第一項第二号イ並びに第百八十三条第一項第二号イ、ロ及びニからヘまでの規定の適用については、改正後民事執行法第二十五条中「に係る電磁的記録がファイルに記録されたものである場合にあつては記録事項証明書、債務名義が電磁的記録」とあるのは「が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」と、改正後民事執行法第百八十一条第一項第二号イ並びに第百八十三条第一項第二号イ、ロ及びニからヘまでの規定中「謄本又は記録事項証明書」とあるのは「謄本」とする。

3　第三号施行日から施行日の前日までの間における改正後民事執行法第十八条の二、第二十五条及び第百十一条並びに附則第七条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、改正後民事執行法第十八条の二中「電子計算機」とあるのは「電子計算機（入出力装置を含む。）」と、同条第五号中「期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするために民事訴訟法第百六十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。第三十九条第一項第四号及び第四号の二並びに第百六十七条の二第一項第四号において同じ。」とあるのは「民事訴訟法第百六十条第一項に規定する電子調書をいう。」と、改正後民事執行法第二十五条中「係る電磁的記録」とあるのは「係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」と、改正後民事執行法附則第七条第一一条中「から第八十六条まで」とあるのは「、第八十六条」と、改正後民事執行